

8 産業教育手当（産振手当）に関する調査

全国高等学校農場協会振興局

1. 調査目的

「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」は、産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法の趣旨に基づき、公立の高等学校において農業等に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して、支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定している。

しかし、産業教育手当は、全国一律で支給されておらず、各都道府県によりかなりの差がある。本調査を通し、各都道府県の実情を共有するとともに、待遇改善に向けた資料とすることを調査の目的としている。

2. 調査対象

全国理事（全47都道府県より回答）

3. 調査結果

本調査では、大きく農業に関する学科・農業関連学科・総合学科に分けて回答を求めたが、設置学科における手当の違いは全ての都道府県で、差異は見られなかった。

割合支給の場合、全日制・定時制での課程による手当の違いがあり、定額支給の場合、教諭等や実習助手等（号俸の違い）で差のある都道府県が見られる。以下定額支給で複数の金額がある場合、平均金額をその都道府県の金額とする。

(1) 産業教育手当（産振手当）が支給されているか。

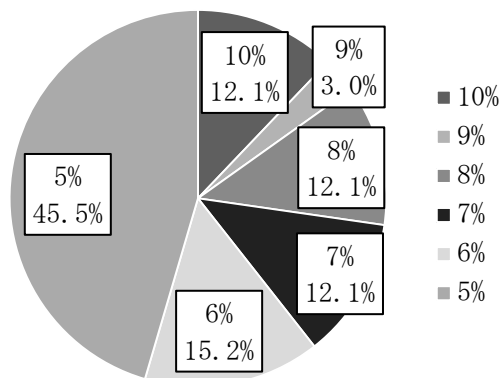
	都道府県
支給されている	46
支給されていない	1（鳥取県）

(2) 支給額は、月額給与額に対する割合（%）または、定額（円）か。

	都道府県
割合（%）	33
定額（円）	13

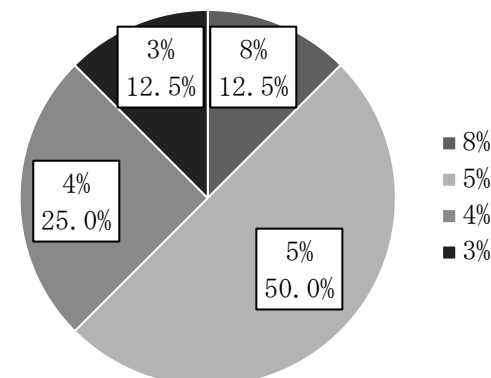
(3-1) 月額給与額に対する割合（%）全日制

	都道府県	割合
10%	4	12.1%
9%	1	3.0%
8%	4	12.1%
7%	4	12.1%
6%	5	15.2%
5%	15	45.5%



(3-2) 月額給与額に対する割合（%）定時制

	都道府県	割合
8%	1	12.5%
5%	4	50.0%
4%	2	25.0%
3%	1	12.5%

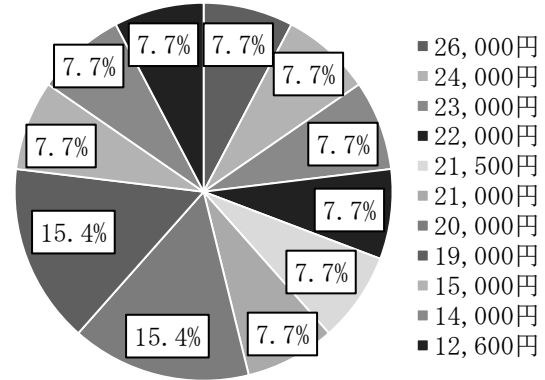
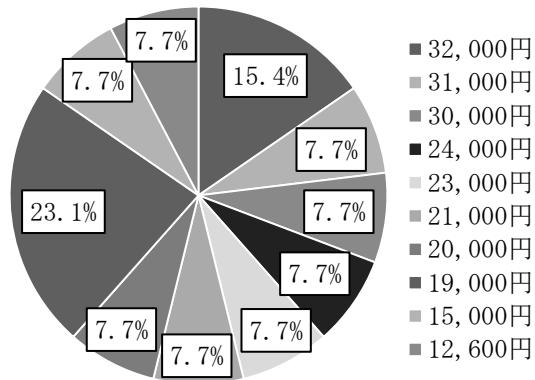


(4-1) 定額支給 (円) 教諭等

	都道府県	割合
32,000円	2	15.4%
31,000円	1	7.7%
30,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%
23,000円	1	7.7%
21,000円	1	7.7%
20,000円	1	7.7%
19,000円	3	23.1%
15,000円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%

(4-2) 定額支給 (円) 実習助手等

	都道府県	割合
26,000円	1	7.7%
24,000円	1	7.7%
23,000円	1	7.7%
22,000円	1	7.7%
21,500円	1	7.7%
21,000円	1	7.7%
20,000円	2	15.4%
19,000円	2	15.4%
15,000円	1	7.7%
14,000円	1	7.7%
12,600円	1	7.7%



4. 都道府県別調査データ

都道府県	全日制 (%)	定時制 (%)	教諭等 (円)	実習助手等 (円)
北海道	8%	8%		
青森県			12,600円	12,600円
岩手県	8%			
宮城県	6%			
秋田県	5%	3%		
山形県	10%			
福島県			23,000円	23,000円
東京都	8%	5%		
神奈川県			38,000円	21,000円
			34,000円	20,000円
			29,000円	18,000円
			23,000円	
埼玉県			30,000円	24,000円
千葉県			32,000円	26,000円
茨城県	5%	5%		
栃木県			32,000円	22,000円
群馬県	9%			
山梨県	10%			
静岡県	5%	5%		
新潟県	5%			
富山県	6%	4%		
石川県	7%			

都道府県	全日制 (%)	定時制 (%)	教諭等 (円)	実習助手等 (円)
福井県			19,000円	19,000円
長野県			20,000円	20,000円
愛知県	7%			
岐阜県	5%			
三重県	10%			
滋賀県	6%			
京都府	8%			
大阪府			21,000円	21,000円
兵庫県	10%			
奈良県	5%	5%		
和歌山県	5%			
鳥取県	—	—	—	—
島根県			15,000円	15,000円
岡山県			19,000円	19,000円
広島県	6%			
山口県	5%			
徳島県	5%			
香川県	7%			
愛媛県	7%			
高知県			19,000円	14,000円
福岡県	5%			
佐賀県	5%			
長崎県	5%			
熊本県	5%			
大分県	5%			
宮崎県	5%			
鹿児島県			24,000円	24,000円 19,000円
沖縄県	6%	4%		

5. 分析・まとめ

全ての全国理事より回答を頂き、各都道府県のより詳細な実情を把握することができた。

月額給与額に対して割合 (%) で支給されている都道府県は、33 で産業教育手当が支給されている都道府県の70%強にあたるが、全日制で最高10%から最低5%と差がある。この中でも最低の5%が割合支給の45.5%と割合支給の半分近くを占めている。また、定時制では、全日制と比べおおむね低い傾向であり、各都道府県ともに、定時制通信教育手当（定通手当）の影響があると考えられる。東京都の場合、産業教育手当と定時制通信教育手当を合わせて10%の支給となっている。

定額支給 (円) されている都道府県は、13 で産業教育手当が支給されている都道府県の30%弱にあたる。金額は教諭等で最高32,000円から最低12,600円で約20,000円の差、実習助手等も同様で最高26,000円から12,600円と差がある。また、神奈川県や鹿児島県で数段階に分かれており、号俸により金額の差がある。神奈川県や鹿児島県にみられる号俸による金額の差は、割合支給と似た性質のものと考えられるが、純粋に定額支給の場合、経験年数とともに実質的な支給割合は下がっていく。

「産業教育手当の支給に関する法律」により定められているが、その運用は各都道府県により様々である。特に鳥取県は支給されておらず、また、実習助手等に限って支給されていない都道府県も1つあった。同じ学習指導要領に基づき教育活動をしている教職員間でも、都道府県によりかなりの差が生じていることが今回の調査で確認された。

本調査が、農業教育にかかわる教職員の待遇改善に向けた資料になるよう願うとともに、関係機関へ適正な支給を強く要望したい。